

皆さん、人権擁護委員制度をご存知ですか。

6月1日は、人権擁護委員制度が施行された日です。

日本が戦後新しく生まれ変わったとき、何よりもまず国民の基本的人権の尊重を基調とした日本国憲法が制定されました。

このような背景の下に、昭和23年に、まず政令に基づいて人権擁護委員制度が設けられ、翌昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行されました。これにより国民の基本的人権を擁護し見守る、いわば民間人による人権擁護機関が誕生しました。これがわが国における人権擁護委員制度の始まりです。

全国人権擁護委員連合会は、この日に「全国一斉特設人権相談」を実施することとしていますが、鹿児島県人権擁護委員連合会においても、県内の各市町村で特設人権相談所を開設いたします。

相談は無料で、秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

■全国一斉特設人権相談

日時 平成20年6月2日(月) 午前10時～午後3時

場所 錦江町役場 本庁3階委員会室
支所1階会議室

お問合せ先 鹿児島地方法務局 鹿屋支局 ☎0994-43-6790

■錦江町の人権擁護委員

小牧 唯 憲 (こまき ただのり)

白川 弘 (しらかわ ひろし)

岩下 啓 式 (いわした ひろし)



※人権擁護委員は、各市町村長から推薦され法務大臣から委嘱を受けた民間の人たちです。現在、鹿児島県内には、253名の人権擁護委員が配置されており、地域で様々な啓発活動を行ったり、地方法務局又はその支局で人権相談を受けるなどの積極的な活動を行っています。

ねんきんだより

任意加入の手続きが 変わります。

本庁住民税務課 電話 0994-22-3042
支所住民生活課 電話 0994-25-2511
鹿屋社会保険事務所 電話 0994-42-5121

平成20年4月以降に国民年金任意加入制度に加入される方は、原則として、口座振替により保険料を納付することとなりました。

国民年金の任意加入被保険者の年金受給権を確保するため、月々の保険料を確実に納付していただくことを目的とし、任意加入被保険者は口座振替による保険料納付が原則となりました。

○**手続き**
任意加入の資格取得申出と口座振替申出を役場年金係で行なってください。

○**対象者**
平成20年4月1日以降に新規に任意加入の申出をされる方が対象になります。(平成

20年4月1日前に、既に任意加入をされている方は従来どおり現金又は口座振替により納付できます。)

任意加入被保険者とは

老齢基礎年金の受給資格要件を満たしていない方で、本人の希望により国民年金に加入できる方のことです。

錦江町 町民歌 絶賛発売中!

一枚 500円

カップリング曲
夢の花咲く・よさこいKINKO



問合せ先 錦江町役場総務課 ☎0994-22-0511